

障がい者福祉の手引き

必ず読んでください。

支給内容・条件については概略を記述しておりますが、その後、制度変更等が考えられますので、詳細については各窓口、実施機関に必ずご確認下さい。
手帳の障害種別、程度、該当要件により利用できない場合があります。

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）が施行され、税や社会保障の分野の手続きで、申請書等に個人番号（マイナンバー）の記載が必要となる場合がありますので、マイナンバーカードを持参ください。

筑前町役場 福祉課 生活福祉係

〒838-0802 筑前町久光951番地1 めくばーる健康福祉館内

電話 0946-23-8490

FAX 0946-24-8751

令和6年3月

“筑前町では、みんなで支え合い、ともに暮らせる地域社会を目指しています。障がいのあるなしにかかわらず、互いを理解し尊重することは、人にも自分にもゆとりと豊かさを心にもたらします。そんな心のバリアフリーをみんなで育みましょう。”

障がい者福祉の手引きについて

- ☆ 障がい者のサービスを受けるためには、事前に手続き（申請）が必要です。手続き方法は各窓口にご相談下さい。
- ☆ 支給内容・条件については概略を記述しておりますが、詳細については各窓口に必ずご相談下さい。手帳の障がい種別や程度によって利用できない場合がございます。
- ☆ 手続き（申請）には、本人確認書類等が必要な場合がありますので、事前に窓口にご確認の上お越し下さい。
- ☆ その他各種割引など手引きに記載している以外にも、例えば携帯電話料金や施設の利用料など、民間会社等による障がい者を対象とした割引サービス等があります。該当要件等がありますので、詳しくは割引サービス等を提供している民間会社等に直接ご相談下さい。
- ☆ その他何かございましたら、お気軽に福祉課（めくばーる健康福祉館内　電話 0946-23-8490）までご相談下さい。

※国の法令や筑前町以外の条例・規則及びそれに基づく制度、並びに施設・団体名称等の固有名詞以外の「障害」の「害」の字をひらがな表記にしています。

1. 手帳制度	
■ 身体障害者手帳	4 ページ
■ 療育手帳	5 ページ
■ 精神障害者保健福祉手帳（障害者手帳）	6 ページ
2. 保健・医療・福祉	
■ 重度障害者医療費助成制度／自立支援医療（育成医療）	7 ページ
■ 自立支援医療（更生医療）	8 ページ
■ 自立支援医療（精神通院医療）／腎臓疾患者福祉給付金	9 ページ
■ 後期高齢者医療制度	10 ページ
3. 福祉サービス	
■ 福祉サービスに係る自立支援給付等の体系	11 ページ
■ レスパイトケアサービスについて	13 ページ
■ 日常生活用具	14 ページ
■ 身体障がい者（児）補装具	16 ページ
4. 年金・手当	
■ 特別児童扶養手当／障害児福祉手当	17 ページ
■ 特別障害者手当	18 ページ
■ 障害基礎年金	20 ページ
■ 心身障害者扶養共済制度	21 ページ
5. 税金	
■ 所得控除／住民税の所得控除	22 ページ
■ 自動車（種別割）・軽自動車税（種別割）の減免	23 ページ
6. 移動・交通	
■ J R 各社の運賃割引	25 ページ
■ 西鉄電車・バスの運賃割引	26 ページ
■ その他電車バス運賃の割引／船舶の運賃割引／国内線航空料金割引	27 ページ
■ 福祉タクシー	28 ページ
■ タクシー運賃割引制度／有料道路の通行料金割引	29 ページ
■ ふくおか・まごころ駐車場制度	30 ページ
7. 情報・通信・その他	
■ NHK放送受信料の減免	31 ページ
■ 携帯電話料金の割引／青い鳥郵便割引	32 ページ
■ 聴覚や言語が不自由な方へ「メール110番」など	33 ページ
■ ヘルプマーク・ヘルプカード	37 ページ
■ その他各種割引など／自動車操作訓練事業／自動車改造助成事業	38 ページ
8. 貸付制度	
■ 肢体不自由児高校奨学金／生活福祉資金	39 ページ
○相談の窓口	40 ページ
○協会の紹介	43 ページ
○相談支援事業所など	44 ページ
○避難行動要支援者名簿への登録について	45 ページ
○産科医療補償制度について	46 ページ

1. 手帳制度

身体障害者手帳

◆ 内容

身体障がい者（児）が手帳の交付を受けることにより各種のサービスや減免等の申請をすることが出来ます。また、運賃割引等の種別として1種、2種があります。

◆ 対象

視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能またはそしゃく機能、肢体不自由、内部（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうもしくは直腸、小腸又は肝臓の各機能）の障がいで基準に該当する者

◆ 手続きに必要なもの

1. 身体障害者手帳交付申請書
2. 県の指定医師の診断書（福岡県指定の様式）
3. 写真（縦4cm×横3cm）
4. 本人のマイナンバーが確認できる書類（マイナンバーカード等）

◎ 窓口 福祉課 生活福祉係（めくばーる健康福祉館内）

☎ 23-8490

※ 注意

下記の事由が生じた場合は届け出て下さい。

- ① 住所・氏名が変更になったとき
- ② 障がいがなくなったとき、または死亡等により手帳が不要になったとき
- ③ 手帳を紛失したり、破損したり、障がいの程度が変わったとき（再交付）
- ④ 現在の顔と異なる場合（再交付）

※ 手帳を他人に貸したりすることは出来ません。

療育手帳

◆ 内容

知的障がい者(児)に、一貫した指導・相談を行ったり、いろいろな援護を受けやすくなりするために手帳を交付しています。18歳未満の人は児童相談所で、18歳以上の人には障がい者更生相談所で判定を受け、判定の結果、知的障がいが確認された場合手帳の交付が行われます。

◆ 対象者

判定基準は知能指数が20以下の場合A1(最重度)、21~35はA2(重度)、50以下で身体障がい1~3級はA3(合併障がい)、36~50はB1(中度)、51~概ね75はB2(軽度)となっています。

◆ 手続きに必要なもの

1. 療育手帳交付申請書
2. 判定書(児童相談所または更生相談所)
3. 写真(縦4cm×横3cm)
4. 本人のマイナンバーが確認できる書類(マイナンバーカード等)

◎ 窓口 福祉課 生活福祉係 (めくばーる健康福祉館内)

☎ 23-8490

【18歳未満の判定についての窓口】

久留米児童相談所

〒830-0047 久留米市津福本町281

☎ 0942-32-4458

※ 注意

手帳の交付を受けた人は、次のことに注意して下さい。

- ① 継続申請のお知らせはありませんので、次回判定月に注意して下さい。
(判定までに時間がかかりますので、早めの手続きをお願いします。)
- ② 本人または、保護者の住所・氏名が変更になったときは届け出て下さい。
- ③ 県外へ転出したときは手帳を返還して下さい。(転出先で再申請)
- ④ 手帳の交付を受けた人が死亡したときは、手帳を返還して下さい。

精神障害者保健福祉手帳(障害者手帳)

◆ 内 容

一定の精神障がいの状態にある人が手帳の交付を受けることにより、県立施設の利用料の減免、税制の優遇措置の認定を受けることが出来ます。(※該当要件があります)

◆ 対象者

精神疾患を有する人のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人(知的障がいを除く)。

◆ 手続きに必要なもの

1. 申請書
2. 県の指定を受けた医療機関が作成した診断書(精神障害者保健福祉手帳用)
または
年金証書の写し、直近の支払い通知書あるいは振り込み通知書の写し
3. 同意書
4. 写真(縦4cm×3cm)
5. 本人のマイナンバーが確認できる書類(マイナンバーカード等)

◎ 窓 口 福祉課 生活福祉係(めくばーる健康福祉館内)

☎ 23-8490

※ 注意

手帳の交付を受けた人は、次のことに注意して下さい。

- ① 継続申請のお知らせはありませんので、次回更新月に注意して下さい。
- ② 本人または、保護者の住所・氏名が変更になったときは届け出て下さい。
- ③ 県外へ転出したときは、手帳を返還して下さい。(転出先で再申請)
- ④ 手帳の交付を受けた人が死亡したときは、手帳を返還して下さい。

2. 保健・医療・福祉

重度障害者医療費助成制度

◆ 内容

重度の障がい者が病院で要した医療費の自己負担分の一部を補助する制度です。
(※ 所得制限があります)

◆ 対象者

次のいずれかに該当する人

- ① 身体障害者手帳の1～2級の交付を受けている人
- ② 療育手帳「A1」「A2」の交付を受けている人
- ③ 精神障害者保健福祉手帳「1級」の交付を受けている人
- ④ 身体障害者手帳の1～3級と療育手帳「A3」の交付を受けている人

※ 65歳以上の人には、後期高齢者医療に加入することが条件となります。

◆ 手続きに必要なもの

1. 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
2. 健康保険証または後期高齢者医療保険証
3. 印鑑

※ 所得を証明するものが必要な場合があります。(転入時等)

○ 窓 口 本 庁 健康課 国保医療係 ☎ 42-6607
支 所 住民課 支所窓口係 ☎ 22-2771

自立支援医療【育成医療】

◆ 内容

身体に障がいのある児童（18歳未満の人）に対し、特定の障がいを除去または軽減するために必要な医療の給付を行います。

例えばペースメーカー植込術、腎移植術又は透析療法等があります。

※ 世帯の課税状況により費用負担額が決定されます。

※ この医療は、県が指定する病院でしか受けられません。

◆ 手手続きに必要なもの

1. 自立支援医療費（育成-医療）支給認定申請書
2. 自立支援医療（育成医療）意見書
3. 同意書又は、所得を証明するもの（転入時等）
4. 健康保険証
5. 本人及び保護者のマイナンバーが確認できる書類（マイナンバーカード等）

○ 窓 口 福祉課 生活福祉係（めくばーる健康福祉館内）

☎ 23-8490

自立支援医療【更生医療】

◆ 内容

一般医療（治療医学）によってすでに治療（欠損治癒、変形治癒等の不完全治癒）した身体障害者手帳所持者に対して、障がいの除去・軽減をはかることにより、その日常生活能力、社会生活能力、または職業能力を回復または向上もしくは獲得させることを目的として行われる医療です。

例えば、人工関節置換術、ペースメーカー植込術、人工透析法等があり事前の申請が必要です。

給付対象となる範囲や期間、指定の医療機関がありますので、詳しくは下記までお尋ねください。

（自己負担は、医療費の1割となります。所得に応じて月額の負担上限額が低く設定される場合があります。）

◆ 対象者

身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の人

◆ 手続きに必要なもの

1. 自立支援医療費支給認定申請書
2. 県指定医師意見書
*更生医療の内容によって様式が違いますので医師にご確認下さい。
3. 同意書又は、所得を証明するもの（転入時等）
4. 健康保険証の写し
5. 特定疾病療養受療証（人工透析・免疫機能障害の方のみ）
6. 障害年金や遺族年金、各種手当等の証書又は、受給額が確認できるもの
(受給者のみ)
7. 本人のマイナンバーが確認できる書類（マイナンバーカード等）

◎ 窓口 福祉課 生活福祉係（めくばーる健康福祉館内）

☎ 23-8490

自立支援医療【精神通院医療】

◆ 内容

在宅の精神障がい者に対して、その適正な医療を普及するため、医療費の補助を行っています。（自己負担は、医療費の1割となりますが、申請により所得に応じて上限額が設定される場合があります。）

医療の範囲は、精神障がい及び精神障がいに付随する軽易な傷病に対して、病院又は診療所に入院しないで行われる医療となります。

◆ 対象者

精神疾患を有し、通院して、かつ要件に該当する人

◆ 必要書類

1. 申請書
2. 県の指定（精神通院）を受けた医療機関が作成した診断書（3ヶ月以内のもの）
※ 繼続の場合、2年に1度の提出
3. 健康保険証の写し
4. 同意書
5. 世帯証明書（※転入されてこられた方で、必要な場合があります）
6. 本人のマイナンバーが確認できる書類（マイナンバーカード等）
7. 障害年金、遺族年金、特別児童扶養手当等の証書又は直近の振込（支払）通知書等受給額が確認できるもの（受給者のみ）

○ 窓口 福祉課 生活福祉係（めくばーる健康福祉館内）

☎ 23-8490

腎臓疾患患者福祉給付金

◆ 内容

仕事等の都合により、夜間人工透析を受けている腎臓疾患患者に対して、通院に伴う交通費の一部を助成する制度です（前期・後期）。

（※ 所得制限があります。）

◆ 対象者（次のいずれにも該当する方）

- ① 夜間（午後5時以降）に人工透析を一ヶ月間に5回以上受けている人
- ② 身体障害者福祉法に基づく手帳の交付を受けている人
※ その他諸条件ありますので、窓口へご相談下さい。
※ 申請時期があります。（前期、後期の2回）

○ 窓口 【申請】 福祉課生活福祉係（めくばーる健康福祉館内）

【詳細問い合わせ】 北筑後保健福祉環境事務所

☎ 0942-30-1043

後期高齢者医療制度

◆ 内 容

75歳以上（一部65歳以上）の人の医療費について、外来・入院の一部負担金を除いた額を、加入者と現役世代の保険料や国・県・町の税金で負担する制度です。

◆ 対象者

・ 75歳以上の人

・ 65歳以上で次に該当する人は、後期高齢者医療に加入することができます。

- ① 身体障害者手帳1級・2級・3級
- ② 身体障害者手帳4級の下肢障害1号・3号・4号
- ③ 身体障害者手帳4級の音声機能障害、または言語機能障害
- ④ 療育手帳「A1」「A2」
- ⑤ 身体障害者手帳の1～3級と療育手帳「A3」の交付を受けている人
- ⑥ 国民年金法による障害基礎年金の1級・2級
- ⑦ 精神障害者保健福祉手帳1級・2級

※ 65歳以上で次に該当する人は、後期高齢者医療に加入した場合に重度障害者医療証を発行します。

- ① 身体障害者手帳の1～2級の交付を受けている人
- ② 療育手帳「A1」「A2」の交付を受けている人
- ③ 精神障害者保健福祉手帳「1級」の交付を受けている人
- ④ 身体障害者手帳の1～3級と療育手帳「A3」の交付を受けている人

◆ 手続きに必要なもの

1. 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
2. 障害年金証書
3. 健康保険証
4. 印鑑

◎ 窓 口 本 庁 健康課 国保医療係 ☎ 42-6607

3. 福祉サービス

在宅で訪問を受ける場合や通所などで利用するサービスと、入所施設で行うサービスがあります。サービスを利用するには「サービス等利用計画」が必要です。サービス利用の仕方や支給申請につきましてはサービスの種類に応じてそれぞれ要件が異なりますので、福祉課または相談支援事業者におたずね下さい。

◆サービス利用までの流れ◆

福祉課申請 → 聞き取り調査・計画作成 → 審査会 → サービス決定 → 受給者証発行

	サービスの種類	内 容
介 護 給 付	居宅介護	居宅にヘルパーを派遣し、入浴、排泄、食事等の身体介護、洗濯、掃除等の家事援助、通院時の介助を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者、知的、精神障がいで常に介護を必要とする人に、居宅で食事や入浴、排泄の介護、外出時における移動の支援等を総合的に行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間に入浴、排泄、食事等を介護、創作的活動又は生産活動等の機会を提供します。
	施設入所支援	障害者支援施設等に入所する人に、夜間や休日に、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	短期入所 (ショートステイ)	居宅で介護をする人が病気の場合等、短期間、施設で必要な介護等を行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の救護その他の外出する際の必要な援助を行います。
	行動援護	知的障がいや精神障がいにより、常に介護を必要とする人に、移動の介護、危険回避のための支援を行います。
	重度障害者等 包括支援	意思疎通に著しい困難を伴う重度障がいのある人に対し、ヘルパーを派遣し、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供します。
訓 練 等 給 付	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に病院等の施設において機能訓練、必要な医療、療養上の管理、看護、医学的な管理下における介護等を行ないます。
	自立生活援助	施設やグループホーム等から一人暮らしの移行を希望する人について、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
	自立機能訓練	自立した地域生活ができるよう支援が必要な障がいのある人を対象に、一定期間身体機能の維持・向上のために必要な訓練を行います。
	自立生活訓練	自立した地域生活ができるよう支援が必要な障がいのある人を対象に、一定期間生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。

訓練等給付	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労した人が、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所や家族との連絡調整等の支援を一定期間行います。
	就労移行支援	一般企業等への就職を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 A (雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づいて就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
	就労継続支援 B	一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
障害児通所給付	居宅訪問型 児童発達支援	通所支援を受けるため外出することが著しく困難な重症心身障がい児等重度の障がい児に、居宅で発達支援を行います。
	児童発達支援	未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技巧の付与、集団生活への適応訓練を行います
	医療型 児童発達支援	未就学の障がい児に児童発達支援及び治療を行います
	放課後等 デイサービス	就学中の障がい児に、授業の終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います
	保育所等 訪問支援	保育園等に訪問し、集団生活への適用のための専門的な支援等を行います

地域生活支援事業	相談支援	障がいのある人や家族等の介助者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行います
	意思疎通支援	聴覚及び音声・言語機能障がいのある人に対して、社会生活におけるコミュニケーション手段の確保を支援するため、要約筆記奉仕員や手話奉仕員を派遣することにより、意思疎通の仲介等の支援を行います
	移動支援	屋外での移動が困難な障がいのある人などに対して、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加を目的とする外出の際の移動を支援します
	地域活動支援センター	障がいのある人が通い、地域の実情に応じて、創作的活動または生産活動や社会との交流の促進等の機会を提供します ・ひだまり（Ⅲ型）　　・みるくはうす（Ⅲ型）
	訪問入浴サービス	自宅の浴槽で入浴できない身体障がいのある人に訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります
	日中一時支援	一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある人に対して、日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を行うことで、その家族の就労及び一時的な休息を支援します

◎ 窓口 【申請】 福祉課 生活福祉係

【相談支援事業者】筑前町社会福祉協議会

☎ 23-8490

☎ 42-4555

福岡県障がい福祉課からのお知らせ

県では、医療的ケアが必要な障がい児者および在宅で重症心身障がい児者を介護するご家族の負担軽減等を目的として、レスパイトケアサービスを提供できる医療型短期入所事業所の拡充・利用促進に取り組んでいます。

利用をご希望される方は、各施設へ直接お問い合わせください。

医療型短期入所事業を実施している37施設（令和6年1月1日現在）

団域	施設名	住所	電話番号
福岡・糸島	1 小さなさんかく	福岡市博多区吉塚1-27-7	092-409-3290
	2 医療法人 西福岡病院ショートステイ	福岡市西区生の松原3-18-8	092-881-1331
	3 医療法人福岡桜十字 桜十字福岡病院	福岡市中央区渡辺通3-5-11	092-791-1100
	4 社会医療法人 原土井病院	福岡市東区青葉6-40-8	092-691-3881
	5 療養介護事業所 虹の家	福岡市博多区千代1-15-10	092-651-7325
	6 入江内科小児科医院	福岡市東区箱崎3丁目32-11	092-651-4521
	7 医療法人勢成会 井口野間病院	福岡市南区寺塚1-3-47	092-551-5301
	8 短期入所施設 ひまわり	福岡市東区千早1丁目6-11	092-672-0071
	9 医療法人 古森病院	福岡市博多区対馬小路9番13号	092-291-3945
	10 地域生活ケアセンター 小さなたね	福岡市早良区野芥4丁目19-31	092-834-8090
	11 佐賀整肢学園 糸島こどもおとなのクリニック	糸島市志摩井田原63番1	092-327-0073
柏屋	12 独立行政法人国立病院機構 福岡東医療センター	古賀市千鳥1-1-1	092-943-2331
	13 福岡県こども療育センター 新光園	糟屋郡新宮町緑ヶ浜4-2-1	092-962-2231
	14 久山療育園重症児者医療療育センター	糟屋郡久山町大字久原1869	092-976-2281
	15 医療法人浜江堂 三野原病院	糟屋郡篠栗町金出3553	092-947-0040
宗像	16 小さなあしあと	宗像市公園通り1丁目9-3	0940-62-8355
	17 よつづか	宗像市田熊5-5-6	0940-37-0681
	18 水光苑	福津市日蒔野5丁目7番地の2	0940-42-2221
筑紫	19 リハビリハイツ アシスト桜台	筑紫野市大字常松456-2	092-923-8800
甘木・朝倉	20 朝倉医師会介護老人保健施設 アスピア	朝倉市三奈木2420-15	0946-23-2200
久留米	21 ゆうかり医療療育センター	久留米市田主丸町中尾1274-1	0943-73-0152
	22 医療福祉センター 聖ヨゼフ園	三井郡大刀洗町大字山隈374-1	0942-77-1393
有明	23 独立行政法人国立病院機構 大牟田病院	大牟田市橋1044-1	0944-58-1122
	24 柳川療育センター	柳川市三橋町棚町218-1	0944-73-0039
直方・鞍手	25 あんじゅ	直方市永満寺2536番地2	0949-25-7012
	26 すこやか	直方市大字頓野975番地	0949-26-7550
田川	27 方城療育園	田川郡福智町井城4193-15	0947-22-5888
北九州	28 やまびこ学園	北九州市小倉南区大字木下608	093-451-6262
	29 北九州市立総合療育センター 足立園	北九州市小倉南区春ヶ丘10-4	093-922-5596
	30 ひなた家	北九州市八幡西区真名子2-2-12	093-618-7566
	31 さくらんぼ	北九州市八幡西区青山1丁目1番61号	093-631-1616
	32 療養介護事業所 牧山療養院	北九州市戸畠区初音町13番13号	093-588-1040
	33 社会福祉法人共愛会 戸畠共立病院	北九州市戸畠区沢見2丁目5番1号	093-871-5421
	34 ほっとステイ なづな	北九州市門司区矢吉町6番18号	093-372-3395
	35 博愛苑	京都郡苅田町大字堤宇唐松2781番地	093-436-0743
京築	36 ほうらい山荘	豊前市大字四郎丸1690-3	0979-83-1155
	37 ピア・ハートII	築上郡築上町大字安武844-2	0930-53-1688

日常生活用具の給付

◆ 内 容

重度障がい者（児）及び指定の難病患者に対して浴槽、ベッド等を給付等することで日常生活の改善を行う制度です。

※ 自己負担は、基準額の1割が決定されます。

※ 事前申請となっておりますので、購入前にご相談下さい。

◆ 対象者

身体障害者手帳の交付を受けた、在宅の重度障がい者（児）及び指定の難病患者で、種目ごとに対象者要件が異なりますので福祉課にご確認下さい。

※施設入所、入院者も対象になるものがあります。

特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）及び寝たきりの状態にある難病患者。
特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を必要とする身体障がい者（身体障がい児の場合は2級を含む。）、及び重度又は最重度の知的障がい者（児）（A判定）及び寝たきりの状態にある難病患者。 <u>ただし、原則として3歳以上の者。</u>
特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を要する身体障がい者（児）及び自力で排尿できない難病患者。 <u>ただし、原則として学齢児以上の者。</u>
入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい者（児）で、入浴に介助を要する者に限る。 <u>ただし、原則として3歳以上の者。</u>
体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい者（児）で、下着交換等に介助を要する者及び寝たきりの状態にある難病患者。 <u>ただし、原則として学齢児以上の者。</u>
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい者（児）及び下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者。 <u>ただし原則として3歳以上の者。</u> （天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。）
訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい児で <u>原則3歳以上の者。</u>
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい児及び下肢又は体幹機能に障がいのある難病患者で <u>原則学齢児以上の者。</u>
入浴補助用具	下肢又は体幹機能に障がいを有する身体障がい者（児）及び難病患者で入浴に介助を必要とする者。 <u>ただし、原則として3歳以上の者。</u>
便器	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障がい者（児）及び常時介護を要する難病患者。 <u>ただし、原則として学齢児以上の者。</u>
T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害3級以上の身体障がい者（児）。 <u>ただし、原則として学齢児以上の者。</u>
移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを有する身体障がい者（児）及び下肢が不自由な難病患者で、家庭内の移動等において介助を必要とする者。
頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れのある身体障がい者（児）。又は、重度又は最重度の知的障がい者（児）若しくは精神障がい者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者。
特殊便器	上肢機能障害2級以上の身体障がい者（児）、重度又は最重度の知的障がい者（児）及び上肢機能に障がいのある難病患者で訓練を行っても自力での排便後の処理が困難な者。 <u>ただし、原則として学齢児以上の者。</u>
火災警報器	障害等級2級以上の身体障がい者（児）又は重度若しくは最重度の知的障がい者（児）であってそれぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者。 <u>ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯。</u>
自動消火器	障害等級2級以上の身体障がい者（児）又は重度若しくは最重度の知的障がい者（児）及び難病患者であってそれぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者。 <u>ただし、火</u>

	災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯。
電磁調理器	視覚障害 2 級以上の視覚障がい者で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯又は重度若しくは最重度の知的障がい者で知的障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。
歩行時間延長信号機 用小型送信機	視覚障害 2 級以上の身体障がい者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者。
聴覚障害者用屋内 信号装置	聴覚障害 2 級以上の聴覚障がい者（児）で聴覚障がい者（児）のみの世帯及びこれに準ずる世帯。
透析液加温器	腎臓機能障害 3 級以上の身体障がい者（児）。ただし、原則として 3 歳以上の者。
ネブライザー （吸入器）	呼吸器機能障害 3 級以上又は同程度の身体障がい者（児）及び呼吸器機能に障がいのある難病患者であって、医師が必要と認めた者。ただし、原則として学齢児以上の者。
電気式たん吸引器	
酸素ポンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障がい者（児）。
動脈血中酸素飽和 度測定器（パルスオ シメーター）	人工呼吸器の装着が必要な難病患者。
盲人用体温計 （音声式）	視覚障害 2 級以上の視覚障がい者（児）で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の者。
盲人用体重計	視覚障害 2 級以上の視覚障がい者（児）で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の者。
携帶用会話補助装 置	肢体不自由又は音声機能若しくは言語機能障がいであって、発声・発語に著しい障がいを有する身体障がい者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者。
情報・通信支援用具	上肢機能障害 2 級又は視覚障害 2 級以上の身体障がい者（児） (ピ-シート-カ-等)。
点字ディスプレイ	視覚障がい及び聴覚障がいの重度重複障がいを有する(原則として視覚障害 2 級かつ聴覚障害 2 級以上)身体障がい者であって、必要と認められる者。
点字器	視覚障害 2 級以上の視覚障がい者（児）。原則として学齢児以上の者。
点字タイプライタ ー	視覚障害 2 級以上の視覚障がい者（児）で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者。
視覚障害者用ポータ ブルレコーダー	視覚障害者 2 級以上の視覚障がい者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者。
視覚障害者用活字文 書読上げ装置	視覚障害 2 級以上。ただし、原則として学齢児以上の者。
視覚障害者用 拡大読書器	視覚に障がいを有する視覚障がい者（児）であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者。ただし、原則として学齢児以上の者。
盲人用時計	視覚障害 2 級以上の視覚障害者（児）。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。ただし、原則として学齢児以上の者
聴覚障害者用通信 装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有するために、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる聴覚障害者（児）とする。ただし、原則として学齢児以上の者
聴覚障害者用情報 受信装置	聴覚障害者（児）であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者
人工喉頭	喉頭摘出者
人工鼻	音声言語機能に障害を有し、常時埋込型の人工鼻を使用する者
ストマ用装具	人工肛門又は人工膀胱造設者（施設入所、入院者も対象）
ストマ用装具代替 品紙おむつ	ストマ用装具の使用が困難な者又は 3 歳以上の者で高度の排便若しくは排尿機能障害の者又は脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者（施設入所、入院者も対象）
居宅生活動作補助 用具	下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する 3 級以上の身体障害者（児）及び下肢又は体幹機能に障害のある難病患者。（特殊便器への取替えについては上肢障害 2 級以上）ただし、原則

として学齢児以上の者

※ 介護保険制度の対象者は、介護保険制度での申請になりますので居宅介護支援事業者（ケアマネージャー）に相談して下さい。

◆ 手続きに必要なもの

1. 申請書
2. 業者見積書
3. 同意書
4. 難病患者に該当する方（特定疾患医療受給者証等の写し）

◎ 窓 口 福祉課 生活福祉係（めくばーる 健康福祉館内）

☎ 23-8490

身体障がい者（児）補装具

◆ 内 容

身体障がい者及び身体障がい児の障がいのある部分を補って、必要な身体機能を獲得または補うために用具の交付及び修理を行います。

※ 自己負担は、基準額の1割が決定されます。

※ 事前申請となっておりますので、購入・修理前に申請、ご相談下さい。

◆ 手続きに必要なもの

1. 申請書
2. 県指定医師の意見書・処方箋（交付の場合）
3. 業者見積書
4. 同意書

◆ 対象者と補装具の種類

対象者	補装具の種類
肢体不自由	義肢、装具、車いす、電動車いす、歩行器、座位保持装置、重度障がい者用意思伝達装置（肢体不自由かつ言語機能障がい者）等
肢体不自由児のみ	座位保持いす、起立保持具等
視覚障害	義眼、矯正眼鏡、遮光眼鏡、弱視眼鏡、盲人杖
聴覚障害	補聴器

※ 介護保険の要介護認定者は、車いす・電動車いす・歩行器・歩行補助杖については、介護保険から貸与を受けることが基本になりますので居宅介護支援事業者（ケアマネージャー）に相談してください。

※ 労災対象者は労働基準監督署が申請窓口になり、支給は労働基準局が行います。

◎ 窓 口 福祉課 生活福祉係（めくばーる健康福祉館内）

☎ 23-8490

4. 年金・手当

特別児童扶養手当

◆ 内容

精神または身体に障がいを有する20歳未満の児童を監護している父母等に対して支給されます。ただし、対象児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けることができるとき及び児童福祉施設等に入所しているときは支給されません。

◆ 手続きに必要なもの

1. 請求者及び対象児童の戸籍謄本
 2. 医師の診断書（所定の様式）など
- その他、詳しくは担当窓口にご相談ください。

◎ 窓 口 健康課 年金・児童手当係（本庁） ☎ 42-6648

障害児福祉手当

◆ 内容

重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする在宅障害児に対して、手当を支給する制度です。※所得制限があり、一定の所得を超えると対象となります。

◆ 手手続きに必要なもの

1. 障害児福祉手当認定請求書
2. 障害児福祉手当認定診断書（※障害別様式）※療育手帳A1所持の場合は省略可
3. 身体障害者手帳（写）、療育手帳（写）（※所持者のみ）
4. 所得証明書（世帯員全員の所得証明書が必要です）
5. 障害児福祉手当所得状況届
6. 住民票（世帯員全員分が必要です）※続柄記載・本籍省略
7. 債権者登録申出書（児童本人名義の口座）
8. 通帳のコピー（児童本人名義の口座）
9. マイナンバー（個人番号）カード

◆ 対象者

20歳未満の在宅障害児で別表に該当する者

※施設に入所している者、障害を事由とする公的年金受給者は対象外

【別表】

- 1 両眼の視力の和が0.02以下のもの
- 2 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を認識することができない程度のもの

- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両上肢のすべての指を欠くもの
- 5 両下肢の用の全く廃したもの
- 6 両大腿を2分の1以上失ったもの
- 7 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
- 8 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 9 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 10 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

◎ 窓 口 【詳細問合せ】北筑後保健福祉環境事務所 ☎ 0942-30-1072

【申 請】 福祉課 生活福祉係（めくばーる健康福祉館内）

☎ 23-8490

特別障害者手当

◆ 内 容

著しく重度の障害があるため日常生活において、常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の重度障害者に対して支給される制度です。※所得制限があり、一定の所得を超えると対象となりません。

◆ 手続きに必要なもの

1. 特別障害者手当認定請求書
2. 特別障害者手当認定診断書（※障害別様式）
3. 身体障害者手帳（写）、療育手帳（写）（※所持者のみ）
4. 所得証明書（世帯員全員の所得証明書が必要です）
5. 特別障害者手当所得状況届
6. 住民票（世帯員全員分が必要です） ※続柄記載・本籍省略
7. 債権者登録申出書（受給者本人名義の口座）
8. 通帳のコピー（受給者本人名義の口座）
9. マイナンバー（個人番号）カード
10. 年金の支給額が分かる通帳のコピー（※該当者のみ）

◆ 対象者

20歳以上の在宅の重度障害者で下記のいずれかに該当する者

※社会福祉施設（老人ホーム、国立療養所含）に入所している者、病院または診療所に継続して3ヶ月を超える入院をしている者は対象外

(1) 別表の①から⑦までに規定する障害もしくは病状が2つ以上ある者

- (2) 別表の①から⑦までに規定する障害もしくは症状が1つあり、かつ、その障害以外に国民年金障害基礎年金の2級程度の障害が2つあり、あわせて3つの障害がある者
- (3) 別表の③から⑤までに規定する身体の機能の障害が1つあり、それが特に重度であるため、日常生活動作能力の評価が極めて重度であると認められる者
- (4) 別表の⑥または⑦に規定する病状または障害が1つあり、その状態が絶対安静または日常生活能力の評価が極めて重度であると認められる者

【別表】「特別障害者手当障害等級表」

- ① 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- ② 両耳の聴力レベルが100デジベル以上のもの
- ③ 両上肢の機能に著しい障害を有する者または両上肢のすべての指を欠くものもしくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- ④ 両下肢の機能に著しい障害を有する者または両下肢を足関節以上で欠くもの
- ⑤ 体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- ⑥ ①から⑤までに掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を要する病状が①から⑤までと同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- ⑦ 精神の障害であって、①から⑥までと同程度以上と認められる程度のもの

◎ 窓口【詳細問合せ】北筑後保健福祉環境事務所 ☎ 0942-30-1072

【申請】 福祉課 生活福祉係（めくばーる健康福祉館内）

☎ 23-8490

障害基礎年金

◆ 内 容

初診日が被保険者の期間中にある傷病によって障がい者となったとき、又は20歳未満の傷病の発生で障がい者となった場合に支給されます。

◆ 受給要件

- ① 20歳以降で障がい者となった場合（いずれにも該当すること）
 - ア. 初診日に国民年金に加入していることまたは60歳以上65歳未満の間に初診日があること
 - イ. 障害基礎年金の障害等級表で定められた障がい状態であること
 - ウ. 一定期間の保険料の納付があること
- ② 20歳前の傷病の発生で障がい者となった場合
 - ア. 障害基礎年金の障害等級表で定められた障がい状態であること
- ③ 障害認定日で該当しなくても、65歳になる前までに障害基礎年金の障害等級表で定められた障がいの状態になったとき（請求は65歳になる前までにすることが必要）
- ④ 65歳になる前までに既存の障がいと新たな障がいを併合して障害等級表に定められた2級以上の障がいの程度にはじめて該当したとき

※ 障害基礎年金の等級と身体障害者手帳の等級は違います。

- | |
|--|
| ・ 初診日 → 障がいの原因となった病気やケガで、初めて病院にかかった日。 |
| ・ 障害認定日 → 障害等級を判定する基準日であり、障がいの原因となった病気やケガの初診日から1年6ヶ月経過した日、またはその間に症状が固定した日です。 |

◎ 窓 口 健康課 年金・児童手当係（本庁） ☎ 42-6648
南福岡年金事務所 ☎ 092-552-6112

心身障害者扶養共済

◆ 内 容

障がい者の保護者の相互扶助の精神に基づき、1年以上加入した後、不幸にも保護者が死亡したり、または重度の障がいを負ったりした場合に、障がい児（者）に対して終生年金を支給する制度です。

◆ 加入対象

◇ 保護者要件（いずれにも該当）

- ① 実施主体である道府県（政令指定都市）に住所を有する者
- ② 65歳未満であること
- ③ 特別の疾病、または障がいを有せず、心身障害者扶養共済の対象となることができる者

◇ 障がい児（者）の要件（いずれかに該当）

- ① 知的障がい児（者）
- ② 身体障害者手帳1, 2, 3級所持者
- ③ 障害基礎年金受給者
- ④ 障害厚生年金受給者（1, 2級）
- ⑤ 精神または身体的に永続的な障がいを有する者で①②と同程度の障がいを有する者

◆ 掛け金（2口まで加入できる。）新規加入者の場合

加入年齢	掛け金月額	加入年齢	掛け金月額
35歳未満	9,300円	50歳以上55歳未満	18,800円
35歳以上40歳未満	11,400円	55歳以上60歳未満	20,700円
40歳以上45歳未満	14,300円	60歳以上65歳未満	23,300円
45歳以上50歳未満	17,300円		

- ◆ 支給額 1口加入者 月々 20,000円
2口加入者 月々 40,000円

◆ その他支給

◇ 1年以上加入した後、障がい児（者）が先に死亡したときは一時金が支給される。

加入期間が1年以上5年未満の者 50千円（新規） 30千円（既加入者）
5年以上20年未満の者 125千円（新規） 75千円（既加入者）
20年以上の者 250千円（新規） 150千円（既加入者）

◇ 5年以上加入した後、脱退した場合には脱退一時金が支払われる。

加入期間が5年以上10年未満の者 75千円（新規） 45千円（既加入者）
10年以上20年未満の者 125千円（新規） 75千円（既加入者）
20年以上の者 250千円（新規） 150千円（既加入者）

5. 税 金

所得税の障害者控除

◆ 内 容

所得のある障がい者、もしくは家族（配偶者または扶養親族）が障がい者の場合に障害者控除として所得金額から差し引くことができます。

◆ 対 象

障害者控除	特別障害者控除
①身体障害者手帳3～6級	①身体障害者手帳1～2級
②療育手帳「B」	②療育手帳「A」
③戦傷病者手帳	③戦傷病者手帳特別項症～第3項症
④精神障害者保健福祉手帳2～3級	④精神障害者保健福祉手帳1級
⑤65歳以上の者で上記と同程度の障がいに準ずるものとして福祉事務所長の認定を受けている人	⑤原子爆弾被爆者として厚生労働大臣の認定を受けている人
	⑥常に就床を要し、複雑な介護を要する人
	⑦65歳以上の者で上記と同程度の障がいに準ずるものとして福祉事務所長の認定を受けている人
所得金額から27万円控除	所得金額から40万円控除

住民税の障害者控除

◆ 内 容

所得のある障がい者、もしくは家族（配偶者または扶養親族）が障がい者の場合に住民税の所得控除ができ、住民税が非課税になる場合もあります。

◆ 対 象

上の所得税の障害者控除対象者と同じ

※住民税非課税の対象者（障がい者本人に限る）

障がい者の前年の所得が135万円以下

（給与収入のみの場合、204.4万円未満）

◆ 控除額

障害者控除 → 26万円 特別障害者控除 → 30万円

◎ 窓 口 税務課 町民税係（本庁） ☎ 42-6605

自動車税(種別割)・軽自動車税(種別割)の減免

◆ 内容

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳の交付を受け、一定の障害・等級に該当し、要件を満たしている場合、自動車税(種別割)、軽自動車税(種別割)、自動車税(環境性能割)の減免が受けられます。ただし、本人又は同一生計者が所有している車に限ります。

- ・減免を受けることができる方は、対象となる方一人につき軽自動車又は普通自動車のどちらか1台です。
- ・自動車検査証に事業用と記載されているものは対象外です。
- ・同一生計者が所有する場合又は同一生計者・常時介護者が運転する場合は、障害者本人の通院・通学等のために使用することが条件となります。
- ・常時介護者が運転する場合については、下記までお問い合わせください。

◆ 申請窓口

【自動車税(種別割)の減免】

久留米県税事務所 自動車税係 ☎ 0942-30-1026

※必要書類や申請期間などについては窓口にお尋ねください。

【軽自動車税(種別割)の減免】

筑前町役場 税務課 ☎ 0946-42-6605

・必要書類 上記手帳、自動車検査証、運転免許証

・申請期間 対象年度の5月中

※次年度以降は申請内容(障害・等級や運転者)に変更がなければ継続して減免となります。

◆ その他減免

自動車税(環境性能割)、軽自動車税(環境性能割)の減免は下記にお問合せください。

福岡県久留米県税事務所 上津分室 ☎ 0942-21-0554

◆(参考)自動車税(種別割)、軽自動車税(種別割)減免に該当する障害者等手帳の等級表

障害の区分	障がいの級別	
	本人運転(※1)	家族運転(※2) および介護運転
視覚障害	2級の3、2級の4、3級の3及び3級の4(※3)	1級から3級までの各級及び4級の1
聴覚障害	2級及び3級	2級及び3級
平衡機能障害	3級	3級
音声言語障害	3級	3級
上肢障害	1級および2級	1級および2級
下肢障害	1級から6級の各級	1級から4級の各級
体幹障害	1級から3級までの各級および5級	1級から3級の各級
乳幼児期以前の 非進行性脳病変に による運動機能障害	上肢機能	1級および2級
	下肢機能	1級から6級の各級
内部機能障害	心臓機能	1級および3級
	腎臓機能	1級および3級
	呼吸器機能	1級および3級
	ぼうこうまたは 直腸機能	1級および3級
	小腸機能	1級および3級
	肝臓機能	1級から3級の各級
ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害	1級から3級の各級	1級から3級の各級
知的障害	療育手帳の A、A1、A2、A3、B1	療育手帳の A、A1、A2、A3、B1
精神障害	精神障害者保健福祉手帳1級	精神障害者保健福祉手帳1級
戦傷病者	(※4)	

※1 障害者等手帳をお持ちの方が車を所有し、運転される場合

※2 障害者等手帳をお持ちの方と生計を同じくする家族の方が、車を所有し運転する場合または家族が所有する車を障がい者本人が運転する場合

※3 視覚障害の本人運転について詳しくはお問い合わせください。

※4 戦傷病者手帳をお持ちの方は、等級(項症、歎症)が細かく分かれていますので窓口へお尋ね下さい。

※5 複数の障がいがある場合は、それぞれの障害の等級区分で判断します。

6. 移動・交通

JR各社の運賃割引

◆ 内 容

手帳の表示によって割引を受けることが出来ます。なお障がいの第1種・第2種は、手帳の「JR旅客運賃の減額」の欄に記載されています。
「身体障害者手帳」または「療育手帳をご携帯ください。」

◆ 対 象

種別	割引対象	乗車券類 種別	割引率	注意事項
第1種	ご本人さま単独	普通乗車券	50%	・片道101km以上のご利用の場合に限ります。
	ご本人さまと 介護者の方	普通乗車券 回数乗車券※ 普通急行券 定期乗車券		・介助者の方はお1人のみ割引が適用できます ・小児定期は割引を適用できません。 ・介護者の方が通学定期の資格をお持ちの場合 も通勤定期となります。 ・ご本人さまと介護者の方は、同一種類・区間 の乗車券類を同時に購入していただきます。
第2種	ご本人さま単独	普通乗車券	50%	・片道101km以上のご利用の場合に限ります。
	ご本人様 (12歳未満に限る) と介護者の方	定期乗車券		・介助者の方はお1人のみ割引が適用できます ・小児定期は割引を適用できません。 ・介護者の方が通学定期の資格をお持ちの場合 も通勤定期となります。 ・ご本人さまと介護者の方は、同一種類・区間 の乗車券類を同時に購入していただきます。

※ミニ回数券（6枚つづり）は割引対象ではありません。

◎問合せ先

JR九州案内センター ☎050-3786-1717

JR西日本お客さまセンター ☎0570-00-2486

西鉄電車・バスの運賃割引

◆ 対象

◇ 第1種 身体障がい者・知的障がい者 (1級 精神障がい者)

対象	種類	割引率	割引特記事項	購入条件
本人	普通乗車券	5割		手帳呈示
	現金	5割		手帳呈示
	ICカード(二モカ)	5割		手帳呈示
	定期券	5割	小児定期券の割引なし	手帳呈示
介護者	普通乗車券	5割		手帳呈示
	現金	5割		手帳呈示
	ICカード(二モカ)	5割		手帳呈示
	定期券	5割	通勤定期券を適用、バス利用時のみ適用※	手帳呈示

◇ 第2種 身体障がい者・知的障がい者 (2級 3級 精神障がい者)

対象	種類	割引率	割引特記事項	購入条件
本人	普通乗車券	5割		手帳呈示
	現金	5割		手帳呈示
	ICカード(二モカ)	5割		手帳呈示
介護者	普通乗車券	無		
	現金	無		
	ICカード(二モカ)	無		

- ※ 介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対して通学定期乗車券は発売されない。
- 原則として、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引がされない。
- 障がい者1名に対し、1名の介護者をつけることができる。

※ニモカ(ICカード)で障がい者割引をご利用の場合

障がい者用ニモカを購入する必要があります。西鉄の定期券販売所（西鉄二日市駅西口、朝倉街道バスセンター等）およびバス営業所（西鉄バス二日市(株)甘木営業所）にて手続を行って下さい。手続の際には身体障害者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳が必要になります。

購入後に西鉄電車・バスをご利用の場合、バス乗務員及び西鉄電車駅員に障がい者用ニモカと身体障害者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳を必ず提示してください。

詳細については、問合せ先へお尋ねください。

◎問い合わせ先

にしてつお客様センター

☎0570-00-1010

その他電車・バス運賃の割引

手帳の呈示によって割引を受けられます。(各会社によって異なりますので事前にご確認ください)

船舶運賃の割引

手帳を呈示して、乗船券を購入してください。割引率はおおむね5割ですが、船舶会社によって異なります。

国内線航空運賃の割引

◆ 対象

手帳の交付を受けている12歳以上の身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者とその介護者(介護能力がある満12歳以上で障がい者と同時に同一区間を旅行する人)

※手帳の等級により利用できる航空運送事業者に制限がありますので、詳しくは航空運送事業者へお尋ねください。

◆ 航空券購入時に、障害者手帳を販売窓口に呈示して下さい。

◆ 割引額 各航空運送事業者又は路線によって異なるため、利用される航空運送事業者へお尋ねください。

福祉タクシー

◆ 内容

在宅（自宅）で生活する重度障がい者に対し、その者が利用するタクシーの乗車運賃の一部（初乗り基本料金）を助成することにより、社会参加を促進し、福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

◆ 対象者 在宅（自宅）で生活している下記の手帳をお持ちの方

- ・身体障害者手帳 1・2級
- ・療育手帳 A
- ・精神障害者保健福祉手帳 1級

※ ただし、自動車税の減免を受けている方は対象外です（人工透析患者を除く）。

◆ タクシー券の交付枚数

- ・年間最大 48 枚（月 4 枚）申請月によって変わります。

※人工透析患者で自動車税の減免を受けていない方は年間最大 72 枚（月 6 枚）

◆ 利用できるタクシー会社

指定業者名	所在地	電話
宮原タクシー	筑前町下高場456番地1	0946-42-2085
矢野タクシー	朝倉市来春42番地1	0946-22-2600
安全タクシー（朝倉営業所）	朝倉市比良松617番地2	0946-22-2680
にこにこ介護サービス	朝倉市馬田1118番地1	0946-24-2507
小西介護サービス	朝倉市頓田363番地3	0946-22-7481
ホット・オアシス	筑前町野町1633番地5	0946-24-0345
さわやか介護計画	筑紫野市原田3丁目10番地7	092-926-2088
朝田タクシー	うきは市浮羽町朝田645	0943-77-3410
南福岡タクシー	筑前町二241番地4	092-581-1233
アイラブ介護（福祉）タクシー	筑紫野市針摺南1丁目9番地10	080-3993-1294
飛梅コアラ（介護タクシー）	福岡市南区老司3丁目11番地2	092-566-3658
福祉タクシー なかやん	大刀洗町大字高樋1197番地2	0942-77-5002
ぼれぼれ Lab	筑前町朝園 2000 番地 176	090-9975-9322 080-4311-9322

※その他 福岡市タクシー協会筑紫部会（但し、乗車または降車は筑前町に限る）

- ◇ 割引の適用は、初乗り基本料金です。
- ◇ 割引対象者本人が乗車されていない場合は対象になりません。
- ◇ 利用券は、料金をお支払いのつと 1 枚限りです。
- ◇ 利用の際は、必ず係員へ手帳を提示して下さい。
- ◇ 利用券の有効期限は、交付した年度の末日までです。（毎年 3 月 31 日）
- ◇ 利用券を紛失されても再交付はいたしません。

◎窓口 【交付】 福祉課 生活福祉係（めくばーる健康福祉館内）

健康課 年金・児童手当係（本庁）

【詳細問い合わせ】 福祉課 生活福祉係 ☎ 23-8490

タクシー運賃割引制度

◆ 内 容

身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている人が、タクシーの乗車に際し、運転手へ手帳を提示して、運賃の割引を受ける制度です。

割引額は、メーター表示額の1割で、運賃支払額に10円未満の端数がでるときは切り捨てとなります。

詳しくは利用予定のタクシー会社にお問合せ下さい。

有料道路の通行料金割引

◆ 内 容・対 象

障がい者が有料道路を通行するときの料金の50%以内を割引く制度です。

※営業用（事業用）の自動車は本割引の対象となりません。

※自動車を保有していない人も割引制度を利用できますが、申請が必要です。

区分	対象となる方
障がい者ご本人が運転する場合	身体障害者手帳の交付を受けているすべての方が対象になります。
障がい者ご本人以外の方が運転し、障がい者ご本人が同乗している場合	身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方のうち、重度の障がい※第1種をお持ちの方が対象になります。

◆ 手続きに必要な書類

書類名	割引登録申請手続き内容			必要なケース
	新規	変更	更新	
障害者ご本人の身体障害者手帳、療育手帳A	○	○	○	常に必要 ※両方持っている人は両方の手帳

※以下は、自動車を事前登録する場合

車検証等 (自動車検査証記録事項・アブリ 内車検証情報PDFor目視)	○	○	○	常に必要
ローン契約書又はリース契約書	○	○	○	ローン購入や長期リースの場合
ETCカード（原則 障害者本人 名義）	○	△変更のみ	×	ETC利用の場合(本人・親権者・後見人)
ETC車載器セットアップ申込 書・証明書	○	△変更のみ	×	ETC利用の場合
運転免許証	○	×	×	本人運転の場合（第2種）

◎【申請窓口】 福祉課 生活福祉係（めくばーる健康福祉館内）

健康課 年金・児童手当係（本庁）



【オンライン申請受付サイト】<https://www.expressway-discount.jp>

※オンライン申請はETC車の利用登録手続き（新規・更新・変更）に限ります。マイナンバーカードが必要です。

【詳細問い合わせ】

ネクスコ西日本お客さまセンター ☎0120-924-863(フリーダイヤル)

☎06-6876-9031(通話料有料)

ふくおか・まごころ駐車場制度

◆ 内 容

障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方など、車の乗り降りや移動に配慮の必要な方が、公共施設、店舗等の障がい者等用の駐車場などに車をとめ、安全かつ安心して施設を利用できるように支援する制度です。

対象者の方には、「ふくおか・まごころ駐車場」の利用証を発行します。

「ふくおか・まごころ駐車場」制度の対象となる方

対象となる方			確認書類
身体障がい者	視覚障がい	4級以上	※代理の方が窓口に来られる場合は、身分証明書(運転免許証等)を御持参ください。 身体障害者手帳
	聴覚又は平衡機能障がい	聴覚障がい 3級以上	
		平衡機能障がい 5級以上	
	肢体不自由	上肢 2級以上	
		下肢 6級以上	
		体幹 5級以上	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能 2級以上	
		移動機能 6級以上	
	内臓の機能障がい	心臓機能障がい 4級以上	
		じん臓機能障がい 4級以上	
		呼吸器機能障がい 4級以上	
		ぼうこう又は直腸の機能障がい 4級以上	
		小腸機能障がい 4級以上	
		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい 4級以上	
		肝臓機能障がい 4級以上	
知的障がい者	療育手帳の障害の程度欄「A」	療育手帳	
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳の障害等級1級	精神障害者保健福祉手帳	
高齢者	介護保険の要介護状態区分「要介護1」以上	介護保険被保険者証	
難病患者	特定疾患医療受給者 (小児慢性特定疾患医療受給者を含む)	特定疾患医療受給者証 小児慢性特定疾患医療受診券	
妊娠婦		母子健康手帳	
けが人 ※確認書類の診断書に必要な記載事項 ①車いす・杖などの補装具等の使用期間②歩行困難な期間		身分証明書(運転免許証等)及び診断書	

◆申請窓口

北筑後保健福祉環境事務所 総務企画課

朝倉市甘木2014-1 朝倉総合庁舎 ☎ 0946-22-4185

申請書ダウンロード先：福岡県のホームページ <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>

7. 情報・通信・その他

NHK放送受信料の減免(NHKが実施する制度)

◆ 内容

障がい者世帯で免除対象世帯の場合にNHK放送受信料が減免されます。

◆ 対象（NHK基準）

◇ 全額免除の対象

- ① 身体障がい者世帯で、構成員すべてが市町村民税非課税の場合
- ② 知的障がい者世帯で、構成員すべてが市町村民税非課税の場合
- ③ 精神障がい者世帯で、構成員すべてが市町村民税非課税の場合
- ④ 生活保護法に規定する扶助を受給している世帯
- ⑤ 社会福祉法に規定する社会福祉施設において管理者が設置する受信機
- ⑥ 社会福祉事業法による施設の入所者が設置する受信機

◇ 半額免除の対象

以下①～⑤のいずれかに該当する契約者が住民基本台帳法にいう世帯主である場合。

- ① 障害等級が1級または2級の身体障害者手帳を所持する重度の身体障がい者
- ② 視覚及び聴覚の障がいによる身体障害者手帳を所持する身体障がい者
- ③ 療育手帳A（重度）判定の療育手帳を所持する知的障がい者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する精神障がい者
- ⑤ 第1款症に相当する戦傷病者手帳所持者を所持する戦傷病者

◎ 窓口 福祉課 生活福祉係（めくばーる健康福祉館内）☎ 23-8490
(受信料の減免対象者には、対象となる証明印を押した申請書をお渡します)

◎ 相談窓口（受信料減免の実施機関）

2017年8月以降の窓口

〒810-8577
福岡市中央区六本松1丁目1-10
NHK 営業サービス株式会社
福岡事務所
TEL 092-715-7111

携帯電話料金の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方が対象のサービスです。

NTT ドコモ(ハーティ割引) ※お申込み必要

- ◆基本使用料が割引、各種サービスの月額使用料割引など

お問い合わせ先 局番なし151(無料)またはお近くのドコモショップへ

au(スマイルハート割引) ※お申込み必要

- ◆基本使用料が割引、通話料割引など

お問い合わせ先 局番なし157(無料)またはお近くの au ショップへ

ソフトバンクモバイル(ハートフレンド割引) ※お申込み必要

- ◆ホワイトプランの基本使用料が割引など

お問い合わせ先 局番なし157(無料)またはお近くのソフトバンクショップへ

青い鳥郵便葉書

◆青い鳥をデザインしたオリジナル封筒に通常郵便葉書を入れた「青い鳥郵便葉書」を無料で配布いたします。(※受付期間あり 毎年4月～5月頃)

◆配布の対象

重度の身体障がい者(1級又は2級の方)

重度の知的障がい者(療育手帳に「A」と表記されている方)

◆配布枚数

お一人につき20枚

◆お申出方法

最寄りの郵便局(簡易郵便局を除きます)に身体障害者手帳又は療育手帳を提示いただいた上、所定の用紙に必要事項を記入の上窓口に提出下さい。

◆お問い合わせ先

夜須郵便局 42-2042 中牟田郵便局 42-2078 三並郵便局 42-2129

栗田郵便局 22-4208 三輪郵便局 22-4202

聴覚や言語の不自由な方へ 「メール110番」

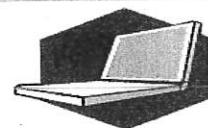
「メール110番」は、耳や言葉の不自由な方が福岡県内で事件や事故に遭遇した際に、警察への緊急通報手段として開設したもので、携帯電話やパソコンなどのメールを利用して通報することができます。

一般の方は、通常の「110番」をご利用ください。

○ メールアドレス

fpp.mail-110@fukuoka-police.jp

事件・事故発生



宛先

fpp.mail-110@fukuoka-police.jp

件名

簡潔に！わかりやすく！（例：「交通事故です」など）

本文

- 1 発生場所（どこで）
「福岡市博多区東公園7番7号コンビニ〇〇店の前」など
- 2 発生時間（いつ）
「〇〇時〇〇分ごろ」など
- 3 被害状況・犯人の情報
「追突されました。私は普通乗用車、相手は軽自動車、怪我はありません」
「犯人は黒色スクーター、青色ヘルメット、赤色ジャンバー、東方向に逃げました」など
- 4 あなたの住所・氏名・現在地
「春日市原町3-1-7 福岡太郎 43歳」
「事故の発生場所にいます」など

インターネット回線



福岡県警察通報指令室へ

警察官が現場に駆けつけます

※ 「メール110番」で注意すること

- 1 「メール110番」は有料です。
メールの送受信には、それぞれの契約内容に応じた通信料が発生します。
- 2 福岡県内の事件・事故などの通報にご利用ください。
他の都道府県警察にはつながりません。
- 3 携帯電話等の設定の確認が必要です。
メールを送信した場合は、福岡県警察通報指令室から返信メールを発信しますので迷惑メール防止設定（パソコンからのメール着信拒否）等を解除してください。
- 4 通信の混雑時などには、受信・送信に時間がかかる場合があります。
返信がない場合は、再度メールを送信して下さい。

耳や声が不自由で音声による119番通報が困難な方を対象に
FAXによる119番通報ができます。

火事・救急（どちらか○をつけてください）

消防車や救急車が向かう住所 <small>※市町村名から記入してください</small>		
あなたの名前		
お使いのFAX番号	() -	
※まえもって記入し、万が一の火事や救急にそなえましょう！！		

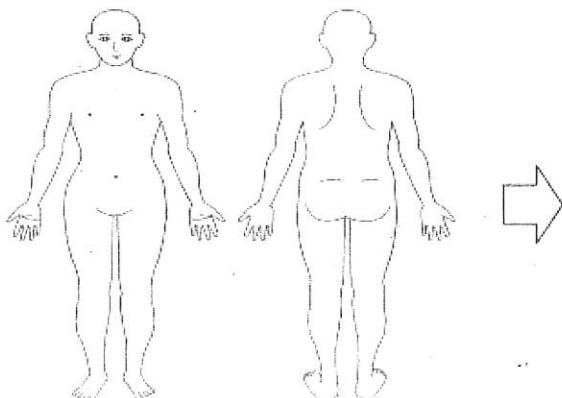
火事のとき・消防車が必要なとき（いずれかに○をつけてください）

- じぶんの家が火事
- ガスのにおいがする
- こげくさいにおいがする
- となりの家が火事
- その他（ ）

救急のとき（いずれかに○をつけてください）

必要なのはだれですか？	自分・家族・友人・その他
年齢と性別は？	() 才くらいの男・女

ケガや痛みはどこですか？
からだに○をつけてください！



いずれかに○をつけてください

病気	うごかない うごけない	目を開けない 返事がない
	痛み はげしい痛み	気分がわるい ムカムカする
	息くるしい	熱がある
ケガなど	ぶつけて（打って） はれている	転んで（落ちて） ケガをした
	なにかで切った	血がでた たくさん血がでた
	のどにつまった	まちがえて 飲みこんだ
	やけど	さされた かまれた
	あかちゃんが生まれ るかもしれない	その他（ ）

* 保険証とかかり付けの病院の診察券やお薬手帳を準備してください。

筑後地域消防指令センターへの FAX 119番号 // 119 //

問い合わせ 甘木・朝倉消防本部 警防課指令係
朝倉市一木18番地20
FAX: 0946-24-1334
電話: 0946-22-0119

インターネットで119

～音声での119番通報が困難な人のために～

「NET119」は、聴覚や発話機能等の障がいがあり、音声での119番通報が困難な人を対象に、スマートフォンや携帯電話のインターネット機能を使って簡単に119番通報ができる「緊急通報システム」です。

NET119は、事前登録制になります。対象者及び申請方法を確認し、家族や友人に必要とされる人がいらっしゃれば、ぜひNET119の利用をお勧めください。

■NET119のできるあんしんポイント！

- ①ふりがな入りの大きなボタン、簡単な操作で通報できる！
- ②GPSであなたの現在地を確認、全国どこでも利用できる！
- ③もしもの場合に備え、実際と同じ操作方法でいつでも練習できる！



▶対象

聴覚や発話機能等の障がいがあり、音声での119番通報が困難な人で、筑前町に居住または通勤・通学されている人（障害者手帳の交付を受けている必要はありません。）

▶申請方法

申請書はお近くの消防本部や消防署で配布しているほか、甘木・朝倉消防本部ホームページで申請書をダウンロードできます。必要事項を記入の上、甘木・朝倉消防本部へ提出してください。

問合せ先 甘木・朝倉消防本部 警防課（朝倉市一木18-20）

☎ 0946-23-2753 FAX 0946-24-1334 E-mail: aafdf-keibou@city.asakura.lg.jp

障がいのある方向け・便利アプリの紹介

障がいのある方向けの便利アプリは、「UDトーク」「UD手書き」以外にも数多くあります。

【参考】東京都障害者IT地域支援センターホームページ

●iPhone iPad用・障がいのある人に便利なアプリ一覧

<http://www.tokyo-itcenter.com/700link/sm-iphon4.html>

●Android携帯用・障がいのある人に便利なアプリ一覧

<http://www.tokyo-itcenter.com/700link/sm-and1.html>

※上記ホームページより一部抜粋

ロゴ	アプリ名	価格	詳細
	UDトーク	無料 (*)	<ul style="list-style-type: none">・日本語音声認識エンジン AmivoiceCloud(アミボイスクラウド)を使って、声を文字化します。・複数の本体同士を接続して会話のやり取りを行うことができます。同時に接続出来る台数はデバイスの仕様や環境に依存します。・キーボードでの入力(本体、Bluetooth)も可能です。*([1人で使う]などの機能を制限なく使用したい場合は課金が、または商用として使用する場合は有料の法人プランの契約が必要。)
	こえとら	無料	<p>聴障者と健聴者のコミュニケーションをサポートするアプリです。 音声で入力ができ、入力した文を音声で伝えることが可能、定型文の登録と利用もできます。 絵文字で感情や季節を表現でき、複数台の端末を接続してチャットもできます。 総務省所管の国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)による開発</p>

障がいのある方向け（聴覚、視覚、発達障がいなど）だけでなく、高齢者向けや緊急時の安否確認などに役立つアプリなどが紹介されていますので、ぜひ一度ご覧ください！

ヘルプマーク・ヘルプカード

- ◆ 「ヘルプマーク・ヘルプカード」は、目や耳、言語の障がい、内部障がいや難病、知的障がい、精神障がい、認知症、妊娠している人など外見では不自由や障がいについて気づかれにくい人が、困っているときに周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるものです。
街で「ヘルプマーク・ヘルプカード」を身につけた人から支援を求められたときは、ぜひ手助けをお願いします。

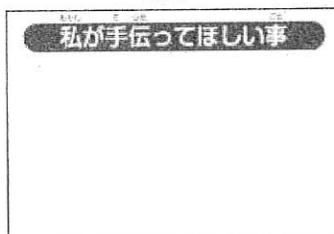
(表)



(ヘルプマーク)



(裏)



(ヘルプカード)

◆ 利用対象者

障がいのある人、認知症のある人、難病の人、妊娠している人など、周囲の人の配慮が必要な人です。

◆ 配布方法

ヘルプマーク

「ヘルプマーク申込書」を提出してください。その場でお渡しします。

- ・ 無償で配布します。お一人につき1個までです。
- ・ 配布にあたり、障害者手帳、身分証明書等の提示や写しの添付は不要です。
- ・ ご家族や支援者等の代理人による受け取りも可能です。
- ・ 福岡県内にお住いの人の申請に限ります。

ヘルプカード

申し出があれば、お渡しします。申請書などの提出は不要です。

◆ 配布窓口

福祉課 生活福祉係(めくばーる健康福祉管内)

☎ 23-8490 FAX 24-8751

その他各種割引など

◆九州国立博物館 観覧料(文化交流展・割引あり) ※特別展は別料金
お問い合わせ先 九州国立博物館 ☎050-5542-8600

◆上記以外にも、例えば施設の利用料など、民間会社等による障がい者を対象とした割引サービス等があります。該当要件などありますので詳しくは、割引サービス等を提供している民間会社等に直接ご相談下さい。

自動車操作訓練(運転免許取得)事業

◆ 内 容

身体障がい者が自動車運転免許を取得するために必要な経費を助成する制度です。

「自動車操作訓練（運転免許取得）事業」及び
「自動車改造助成事業」につきましては、厚生労働省の補助事業廃止
に伴い、平成28年8月末をもって終了しました。

自動車改造助成事業

◆ 内 容

身体障がい者が就労等のために購入し自ら運転する自動車の改造に要する費用の
一部を助成する制度です。

「自動車操作訓練（運転免許取得）事業」及び
「自動車改造助成事業」につきましては、厚生労働省の補助事業廃止
に伴い、平成28年8月末をもって終了しました。

8. 貸付制度

肢体不自由高校生への奨学金

肢体不自由な高校生および、中等教育学校後期課程の在学生徒に対して奨学金（年35,000円）を支給する制度です。この奨学金は返済の義務はありません。詳しいことは、下記にお問い合わせ下さい。

◎ 問合せ先 福岡県肢体不自由児協会 ☎ 092-584-5723

生活福祉資金

資金の種類によって、貸付の限度額、償還期間、措置期間等が決められています。

資 総 合 支 援 金	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用
福 祉 資 金	福祉費	<ul style="list-style-type: none">・生業を営むために必要な経費・技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するため必要な経費・住宅の増改築、補修及び公営住宅の譲り受けに必要な経費・福祉用具等の購入に必要な経費・障がい者用の自動車の購入に必要な経費・中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費・負傷または疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費・介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費・災害を受けたことにより臨時に必要となる経費・冠婚葬祭に必要な経費・住居の移転等、給排水設備等の設備に必要な経費・就職、技能習得等の支度に必要な経費
	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸付ける少額の費用
資 教 育 支 援 金	教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するために必要な経費
	就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費
型 不 動 産 生 活 資 金 担 保	不動産担保型生活資金	低所得世帯の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金

◎ 窓 口 社会福祉協議会（コスモスプラザ福祉館内） ☎ 42-4555

相談の窓口

■ 保健福祉環境事務所

地域における妊娠婦・乳幼児・老人などの保健についての相談などを行ないます。また身体の不自由な人や心身に病気をもつ人の相談や更生援護などに関する業務を行なう総合的な社会福祉行政機関です。

【 北筑後保健福祉環境事務所 朝倉市甘木 2014-1 ☎ 22-4184 】
久留米市合川町 1642-1 ☎ 0942(30)1043 】

■ 社会福祉法人 社会福祉協議会

福祉の改善向上をはかるため、公私関係者の参加協力を得て、組織活動を行なうことを目的とする民間の自主的な組織です。

【 社会福祉法人 筑前町社会福祉協議会 ☎ 42-4555
筑前町篠隈373 コスモスプラザ福祉館内 】

■ 児童相談所

児童を健全に育成するため、医学的・心理的判定や精神衛生上の判定を行ない、必要な助言指導を行なう機関です。

【 福岡県久留米児童相談所 久留米市津福本町281 ☎ 0942(32)4458 】

■ 障がい者更生相談所

◇ 身体障がい者

身体障がい者の自立更生のため補装具・自立支援医療などの総合的な判定や助言指導を行なう県の機関です。

◇ 知的障がい者

知的障がい者に対し、福祉の相談や判定を行なう専門機関で、医学的判定や療育手帳の交付などを行ないます。

【 福岡県障がい者更生相談所 春日市原町3丁目1—7 ☎ 092(586)1055 】

■ 公共職業安定所

心身障がい者の職業安定紹介や、職業相談・指導を行なっています。

【 公共職業安定所 ハローワーク朝倉 ☎ 22-2245 】

■ 障害者相談員

町から委託を受けた相談員が、更生援護に関する相談や必要な助言・指導を行ないます。また、関係機関との連絡も行ないます。

※相談員の連絡先については、福祉課（23-8490）へお問い合わせ下さい。

■ きこえことばの教育相談

呼んでも振り返らない。ことばの発達が遅い。新生児聴覚検査で再検査が必要と言われた。話しかけられた時に聞き返すことが多い。

お子さんに以上のような心配がありましたら、お気軽にご相談ください。

【 久留米聴覚特別支援学校 ☎ 0942-44-2304 】

■ 筑前町 幼児版 ことばの教室

ことばの遅れや発音が気になる就学前の幼児に対して、言語聴覚士が発音やことば及びコミュニケーション等について、1対1の個別相談や指導を行います。

【 子育て支援センター あいあい ☎ 0946-42-1806 】

■ 福岡県ひきこもり地域支援センター

ひきこもりの方の多くが、焦りや不安を抱えています。ひきこもり状態にあるご本人にどう接すればいいのか、今後どうしていけばいいのかと家族自身も深く悩むことがあります。ご自身の力だけでは難しいと感じられたときは支援機関へ相談してみましょう。

【 福岡県ひきこもり地域支援センター ☎ 092-582-7530 】

◎各窓口連絡先

役場(めくばーる健康福祉館内)福祉課	23-8490
役場(本庁)健康課	42-6607
役場(総合支所)住民課 支所窓口係	22-2771
役場(本庁)税務課 町民税係	42-6605
町社会福祉協議会(コスモスプラザ福祉館内)	42-4555
県北筑後保健福祉環境事務所本庁舎(精神保健係)	22-3965
県北筑後保健福祉環境事務所分庁舎(社会福祉課)	0942-30-1072
県税事務所(久留米)	0942-30-1026
南福岡年金事務所	092-552-6112
税務署(朝倉)	22-2720
警察署(朝倉)	22-0110
NHK営業サービス株式会社 福岡事務所	092-724-2801

◎各種相談窓口の一覧表

相談窓口名	内 容	連絡先
県障がい者更生相談所		092-586-1055
障害者福祉情報センター	情報提供、制度、施策、ボランティア等	092-584-3330
障害者110番	保健、医療、法律問題等、悩み事、心配事	県障害者相談センター 092-584-6110
障がい児のための教育相談	障がいの幼児、児童の専門的教育相談	県教育庁教育相談室 092-651-1111
きこえとことばの教育相談		久留米聴覚特別支援学校 0942-44-2304
心の健康相談	不安、悩み	県精神保健福祉センター 092-582-7400
心の電話	不安、悩み	牧心療クリニック内 092-751-5560
心の電話	不安、悩み	福岡いのちの電話 092-741-4343
地域福祉権利擁護センター	福祉サービスの利用手続きの援助、福祉サービス利用料の支払い、日常的金銭管理、サービス等	福岡県地域福祉権利擁護センター 092-584-7411
心の相談	こころの悩み、うつ、アルコール、認知症、思春期等	北筑後保健福祉環境事務所 0946-22-3965
エイズ相談		北筑後保健福祉環境事務所 0946-22-9886
福祉人材求人求職相談	福祉に関わる求人求職相談	福岡県福祉人材センター 092-584-3310
障害者雇用支援センター	就職、職場定着が困難な障がい者の職業的自立を支援	福岡県障害者雇用支援センター 0942-34-4400
納税相談	税の非課税・減税または所得控除	役場税務課 0946-42-6605 税務署 0946-22-2720 県税事務所 0942-30-1012
児童相談	障がい児の療育全般に関する事	県児童相談所 092-586-0023
年金相談	障害年金に関する事	南福岡年金事務所 092-552-6112

■ 筑前町身体障害者福祉協会のご案内 ■

身体障がい者の方で組織された団体で、その方々の交流により情報交換を促進し、福祉増進を図ることを目的としています。会の交流を通していろいろな情報を得ることができます。

- ◆ 年会費 1,000円
- ◆ 主な活動内容 ・総会 ・体育大会 ・福祉大会 ・研修旅行 ・視察研修 等
- ◆ 詳しくは 42-4555（社会福祉協議会窓口）までお尋ね下さい。

■ 筑前町視覚障害者の会のご案内 ■

目のご不自由な方で組織された団体で、その方々の交流により情報交換を促進し、福祉増進を図ることを目的としています。

- ◆ 年会費 2,000円
- ◆ 主な活動内容 ・総会 ・歩行訓練 ・研修会 ・交流会 ・福祉大会 等
- ◆ 詳しくは 42-4555（社会福祉協議会）までお尋ね下さい。

■ 筑前町聴覚障害者福祉部会のご案内 ■

聴覚障がい者に対して自立更生に必要な援護を行い、会員の社会的向上を図り相互親睦と社会活動の参加を推進し以て聴覚障がい者の福祉推進を目的としています。

- ◆ 年会費 1,000円
- ◆ 主な活動内容 ・総会 ・研修会 ・交流会 ・1泊研修会 等
- ◆ 詳しくは 42-4555（社会福祉協議会）までお尋ね下さい。

■ 視覚障がいのある方へ ■

- ◆ 声の広報を希望される方は、筑前町ボランティアセンター（社協 TEL0946-42-4555）へご相談ください。

■ あいライン福岡のご案内 ■

県内の病気や障がいのある方やその家族、支援者をつなぐプラットホームです。医療的ケア児者と家族のニーズに基づく、行政に対する政策提言や会員間の情報交換、意見交換、勉強会の開催等の交流を目的としています。

- ◆ 年会費 当事者会員（病気や障がいのある方やその家族） 無料
支援者会員（医療従事者、福祉関係職員等） 5,000円/年
- ◆ 主な活動内容 全国医療的ケアラインからの情報発信（勉強会、情報交換、地域課題の調査等）
- ◆ 登録の流れ QRコードを読み込み登録申請



- ◆ お問い合わせ line.fukuoka@gmail.com (事務局 吉田)

相談支援事業所など

① 障がい者の相談について

筑前町社会福祉協議会(月～金)
筑前町篠隈373 コスモスプラザ福祉館 社会福祉協議会内
電話 0946-42-4555

② 発達障がいの相談について

福岡県発達障がい者(児)支援センター Life(ライフ) (月～金 9時～17時)
春日市原町3丁目1-7クローバープラザ1階 東棟
電話 092-558-1741

③ 就労について

ハローワーク朝倉 障がい者支援担当 電話0946-22-8609
障害者就業・生活支援センター ちくぜん 電話0946-42-6801

④ 補聴器の相談について

リオネットセンター甘木の方がめくばーる健康福祉館へお見えになっています。
(第4木曜日 10:00～10:30) 場所:めくばーる健康福祉館
リオネットセンター甘木 電話 0946-21-2233

避難行動要支援者名簿への登録について

在宅の高齢者や障がい者など、災害時に支援が必要な方は、避難行動要支援者名簿への登録申請をしてください。

町では、日頃の見守り活動等による地域の共助により、災害情報の提供や避難等の支援を迅速かつ的確に行うため避難行動要支援者名簿を作成しています。名簿登録者には、災害時に必要な情報を記載した福祉・防災カードをお渡しします。また登録情報は、自治会や民生委員等関係機関へ提供します。

- ◆対象者
 - ・65歳以上の独居の方又は65歳以上ののみの世帯に属する方
 - ・介護が必要な方
 - ・身体障がいまたは精神障がい若しくは知的障がいのある方
 - ・人工透析療法を受けている方
 - ・特に災害時に自力で避難することが困難な方

- ◆費用 無料

- ◆申込に必要なもの 印鑑

◎窓口 筑前町福祉課 高齢者福祉係(めくばーる健康福祉課内)
電話 0946-24-8763 FAX 0946-24-8751

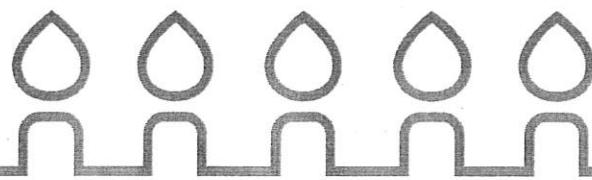


視覚障がいのある方へ

声の広報を希望される方は、
筑前町ボランティアセンター
(社協 TEL0946-42-4555)
へご相談ください。

重度脳性まひの
お子様・ご家族の
皆様へ

産科医療補償制度 の申請期限は



満1歳の誕生日～

満5歳の
誕生日までです



2022年
制度改正

補償対象の基準が変わります

2022年1月以降に出生のお子様の場合、
出生体重にかかわらず在胎週数28週以上が対象となります。

Q. 補償対象となる条件は？ 下記① ②の基準をすべて満たすと補償対象となります。

① 2015年～2021年までに出生のお子様

② 2022年1月以降に出生のお子様

在胎週数
32週以上 で 出生体重
1,400g以上
または
在胎週数
28週以上 で 所定の低酸素状況の
要件を満たしている

在胎週数
28週以上

出生体重にかかわらず対象となります。

2022年
制度改正

③ 身体障害者手帳1・2級相当の脳性まひ^{※1}

④ 先天性や新生児期の要因による脳性まひ^{※2}

※1: 補償対象の認定は、身体障害者手帳の認定基準で認定するものではありません。
※2: 先天性や新生児期の要因がある場合でも、その要因が脳性まひの主な原因であることが明らかでないときは、補償対象となります。

産科医療補償制度
専用コールセンター



0120-330-637

受付時間：午前9時～午後5時
(土日祝日・年末年始を除く)

産科医療補償制度ホームページ

<http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/>

産科医療

検索



公益財団法人 日本医療機能評価機構
Japan Council for Quality Health Care



このマークは
産科医療補償制度の
専用ボルマードです

Q. 産科医療補償制度ってどんな制度？

出生したお子様が重度脳性まひになって要件を満たした場合

01
MERIT

重度脳性まひ児と
その家族の経済的負担を
速やかに補償します。

総額 3,000 万円 支給

(準備一時金 600万円 + 補償分割金 2,400万円 (年間120万円×20回))

02
MERIT

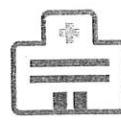
専門家が原因分析し、
報告書をお届けします



原因の究明と再発防止策を提言します

03
MERIT

産科医療の質の向上により
安心して出産できる
環境につながります



医療提供体制の確保や産科医不足の改善に役立てます

妊娠婦の掛金負担はありません

この制度の運営には、出産時に保険者から支給される出産育児一時金等の一部が掛金として財源に充てられます

Q. どの程度の重度脳性まひが対象となるのですか？

身体障害者手帳1・2級相当の脳性まひとは、以下のいずれかを満たすような場合です。

01 下肢・体幹運動

将来実用的な歩行が不可能と考えられる場合

実用的な
歩行とは？

装具や歩行補助具(杖、歩行器)を使用しない状況で、立ち上がり、立位保持ができ、10メートル以上つかまらずに歩行し、さらに静止することを全てひとりでできる状態

02 上肢運動

一上肢のみ 障害側の基本的な機能が全廃

両上肢 脳性まひによる運動機能障害により、食事摂取動作が一人では困難でかなりの介助を要する

03 下肢・体幹および上肢運動の総合的判断

障害側の一上肢に著しい障害 障害側の一下肢に著しい障害

それぞれ単独では基準を満たしていないときでも、下肢と上肢の両方に著しい障害(片まひ等)がある場合、総合的な判断により基準を満たすことがあります。

上記はあくまで目安となりますので、判断が難しい場合はお問い合わせください。

補償対象か迷った場合は？

まずは、出産した分娩機関にお問い合わせください。

